

役 場 か ら の お 知 ら せ

納期のお知らせ

●5月に納めるもの●

		納期限
軽自動車税	5月20日(振替)	6月 2日
国民健康保険税	1期分	6月 2日
介護保険料	1期分	6月 2日
保育料	5月分	6月 2日
水道料	5月分	6月 2日
町営住宅使用料	5月分	6月 2日

●6月に納めるもの●

		納期限
町県民税	1期分	6月 30日
国民健康保険税	2期分	6月 30日
介護保険料	2期分	6月 30日
保育料	6月分	6月 30日
水道料	6月分	6月 30日
町営住宅使用料	6月分	6月 30日

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

平成26年度および平成27年度の岐阜県後期高齢者医療保険料の保険料率について

□保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※×所得割率」の合計となり、保険料率は、2年ごとに見直されます。平成26年度および平成27年度の保険料率は、次のとおりとなります。

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除）

区 分	平成26・27年度	平成24・25年度	増加する額（ポイント）
均等割額	41,840円	40,670円	1,170円
所得割率	7.99%	7.83%	0.16ポイント

□保険料が増加する主な要因について

- ・一人当たり医療給付費が伸びています。

医療の高度化等により高齢者の一人当たり医療給付費は、年々増加しており、平成26・27年度は、2年分で約3.4%の増加が見込まれます。

- ・後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成24年度および平成25年度が10.51%でしたが、平成26年度および平成27年度は、10.73%に改定されました。

□保険料の賦課限度額を改定します。（改正前55万円）

保険料の賦課限度額（保険料の上限額）を中低所得者層の負担軽減を図るため、57万円に改定します。

□均等割保険料の2割軽減および5割軽減の対象者を拡大します。

低所得者の負担軽減の観点から、2割軽減については所得基準額を引き上げ、5割軽減については、二人世帯以上が対象であるものを単身世帯も対象とします。

□平成26年度の後期高齢者医療保険料は、平成26年7月中旬に通知します。

後期高齢者医療制度にかかる医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。

制御にかかると医療費負担のしくみ	
医 療 費	
医療給付費	
窓口負担	公費（国・県・市町村）約5割
	現役世代からの支那金（74歳までの方の保険料）約4割
	被保険者の保険料 約1割

- お問い合わせ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 058-387-6368
役場1階 町民課 医療年金係 ☎ 43-2111（内線2115）